

西条市農業委員会 令和8年度 第4回総会 議事録

1. 日 時 令和8年7月6日（月） 午後2時00分から午後2時28分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員29名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100%
推進委員 出席者 28名 欠席者 1名 出席率 96.6%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	19番	徳永 耕治
3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	21番	余吾 秀利
5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋
6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀
7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		

○欠席者氏名

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	10番	安藤 英利	20番	高木 秀昭
2番	一色 信之	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壺
3番	加藤 武司	12番	真田 克彦	23番	黒河 祐二
4番	高橋 滝雄	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
5番	伊藤 龍二	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
6番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄
7番	日野 哲也	16番	山田 好一	27番	玉井 隆志
8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
9番	岡本 省三	19番	菅 辰郎	29番	小倉 謙治
				30番	日野 貴文

○欠席者氏名

21番 高橋 寿夫

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局 長	渡邊賢一郎	西部分室長	高橋徹也
事務局次長	酒井祐吾	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和8年度第4回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。
はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしくお願いをいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今から令和8年度第4回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 まず、議事録署名人の指名を私の方からしたいと思います。藤田孝明委員、近藤明弘委員の両委員をお願いをいたします。

本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。農地利用適化推

進委員からは、21 番 高橋寿夫委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、24 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第 3 条関係

議 長 議案書、3 ページ、議案第 1 号、農地法 第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、51 号について審議いたします。

本件について、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退室)

それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 議案書 4 ページをご覧ください。

51 号は、〇〇が、学校農園として使用するため、〇〇の〇〇氏から、1 年の賃借権設定を受けようとする申請でございます。

以上 1 件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上 1 件であります。これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

地区委員 51 号問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等はございませんか。

委員一同 (異議なしの声あり)

議 長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上1件を原案どおり許可することいたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇委員 着席)

議 長 審議を再開いたします。
残りの17件について、事務局から説明いたします。

事務局 52号、53号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏、〇〇氏から、それぞれ10年の賃貸借設定を行おうとする申請でございます。

54号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請でございます。

55号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請でございます。

56号から60号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏、〇〇の〇〇氏、〇〇の〇〇氏、〇〇の〇〇氏、〇〇の〇〇氏から、それぞれ所有権移転を受けようとする申請でございます。

61号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請でございます。

62号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請でございます。

63号、64号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏、〇〇の〇〇氏から、それぞれ所有権移転を受けようとする申請でございます。

65号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請でございます。

66号は、〇〇の〇〇氏が、現在、〇〇の〇〇氏から借り受けている農地の利用権設定を農地法第3条の賃貸借権へ切り替えるための申請でございます。

67号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請でございます。

68号は、〇〇の〇〇氏が、現在、〇〇の〇〇氏から借り受けている農地の利用権の期間が満了となることから、農地法第3条による10年の賃貸借権の設定を受けようとする申請でございます。

以上17件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長	ありがとうございます。 それでは、ただ今事務局より説明がありました17件について、52号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたと思いますので、よろしく願いをいたします。
地区委員	52～68号問題ありません。
議 長	ありがとうございました。 地元の委員さんの方からも問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上17件を原案どおり許可することといたします。
<u>農地法第4条関係</u>	
議 長	つぎに、議案第2号、農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。 まず、議案内容について、事務局から説明いたします。
事務局	8号は、〇〇の〇〇氏が、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、前所有者である亡き父の生前、圃場整備事業完了後の令和4年ころ、大雨の影響で北側の水路が増水し池のようになってしまい、耕作困難となったことから、一部を盛土してしまい、その後経営する〇〇の資材の仮置き場として使用し始めたとのことでございます。亡き父も現所有者も農地法についての認識と理解が薄かったことと反省しており、今後は法律を遵守いたしますとの始末書が提出されております。 以上1件、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 ただ今事務局から説明がありました1件について、地元委員さんからのご意見を伺いたと思いますので、よろしく願いいたします。
地区委員	8号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 つぎに、議案第3号、農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 26号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、新規開業する店舗の駐車場を建設しようとする申請でございます。
27号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、一体利用地の宅地とともに開発許可を受け、建売住宅及び宅地分譲地として造成しようとする申請でございます。
28号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、理容室の店舗を建設しようとする申請でございます。
29号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
30号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏ほか2名から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
31号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
32号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
33号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を6棟建設し、販売しようとする申請でございます。
34号は、〇〇の〇〇氏ほか1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
35号は、〇〇の〇〇が、久妙寺の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、事業用の車庫及び倉庫等を建設しようとする申請でございます。なお、本件は違反転用であり、以前から畜舎など農業用施設として使用しておりましたが、昭和40年代に倉庫を、平成10年ころに

は車庫を建築し、その後譲渡人自身らが経営する法人へ貸付け、資材置場等としているとのことでございます。この事は、農地法への認識と理解が薄かったと認め、許可手続きを経て真正な形で利用したいとのことであり、今後は法律を遵守いたしますので寛大な処置をお願い致したいとの始末書が提出されております。

以上10件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました10件について、26号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 26号～35号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上10件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 つぎに、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、3年ごとに税務署への届出を行う必要があり、その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。

4号であります、特例の適用を受けた農地は1筆であり、適正に管理されていることを確認いたしました。

5号は、特例の適用を受けた農地は12筆であり、適正に管理されていることを確認いたしました。

以上2件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今事務局より説明がありました2件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員 4号、5号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、以上2件を原案どおり承認することとし、農業経営を行っている旨の証明書を交付することといたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議長 つぎに、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから25ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、32件、面積が、9万8,943㎡、所有権移転の件数は、3件、面積が、1万625㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。
委員のみなさん、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 (異議なしの声あり)

議 長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、
以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 つづきまして、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和8年5月18日から、令和8年6月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知12件を受理いたしました。
また、和解の仲介を1件行っております。これにつきましては、議案書30ページに記録簿を掲載しております。使用貸借契約の合意解約が折り合っていなかったことについての和解仲介となっております。その他に、農地バンクの農地の登録を1件、利用の登録を1件行っております。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。何かご意見・質問等、ございませんでしょうか。

(意見なし)

無いようですので、報告承認案件を終了いたします。

閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際ですので、ほかに何かございませんか。

(意見なし)

それでは、無いようですので、以上で総会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）	

9. 閉会の日時

令和8年7月6日 午後2時28分